

# 実地指導における指摘事例

児童発達支援・放課後等デイサービス 編

神戸市福祉局監査指導部





# 目次

Agenda

**01** 運営基準について

**02** 報酬算定・請求について

**03** その他連絡事項

# (1) 勤務体制の確保

- 労働関係法令等で、事業者は従業者の勤務時間を把握する義務があります。
- 法人役員が児発管や児童指導員等を兼務する場合も、タイムカード等による勤務時間の確認できる帳票類を整備してください。



## 指摘事例

- ✓ 基準となる人員（児童指導員・保育士）を1名常勤で配置していなかった
- ✓ サービス提供時間中、基準となる人員を1名しか配置していなかった
- ✓ 勤務すべき常勤時間数に達していなかった
- ✓ 直接支援業務をボランティアに委ねていた
- ✓ 従業者のタイムカードや出勤簿等帳票類等が整備されておらず、勤務時間が確認できなかった（**法人役員も指摘の対象**）

## (2) 定員の遵守

### 気をつけて! その超過 NG じゃない?



- 定員超過は原則**禁止**。
- 例外として、やむを得ない場合（災害・虐待等）に定員を超過して受入れることは可能だが、支援に支障がないか慎重に判断すること。
- やむを得ず定員を超過した場合は、サービス提供記録にその内容・判断理由等が明確にわかるよう記載・保管。

イベントや事業所都合での  
定員超過は  
記録があっても**NG**



## (2) 定員の遵守

### やむを得ず定員を超過して受入れた場合の注意点

(例) 定員10名の事業所で定員超過した場合

#### 職員配置

利用者を11～15名受け入れた場合、基準となる人員を3名配置が必要。

#### 加算

児童指導員等加配加算や専門的支援加算の対象職員を、基準となる人員の不足に充当した場合や、基準となる人員を配置できない場合

➡児童指導員等加配加算や専門的支援加算の算定要件を満たさない場合があります。

算定要件を満たさない場合の注意点はP.6 参照

### 定員超過は原則禁止



### 人員の重複に注意



### (3) 加算の要件を満たさない場合の注意点

以下の場合、その日から児童指導員等加配加算や専門的支援加算等は算定できなくなります。

例①：人員基準を満たしていない（定員超過時を含む）

例②：加算の算定要件である常勤換算1以上を満たしていない など



《届出に関するHP》

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shinse/kasantodoke.html>



# 目次

Agenda

01 運営基準について

02 報酬算定・請求について

03 その他連絡事項

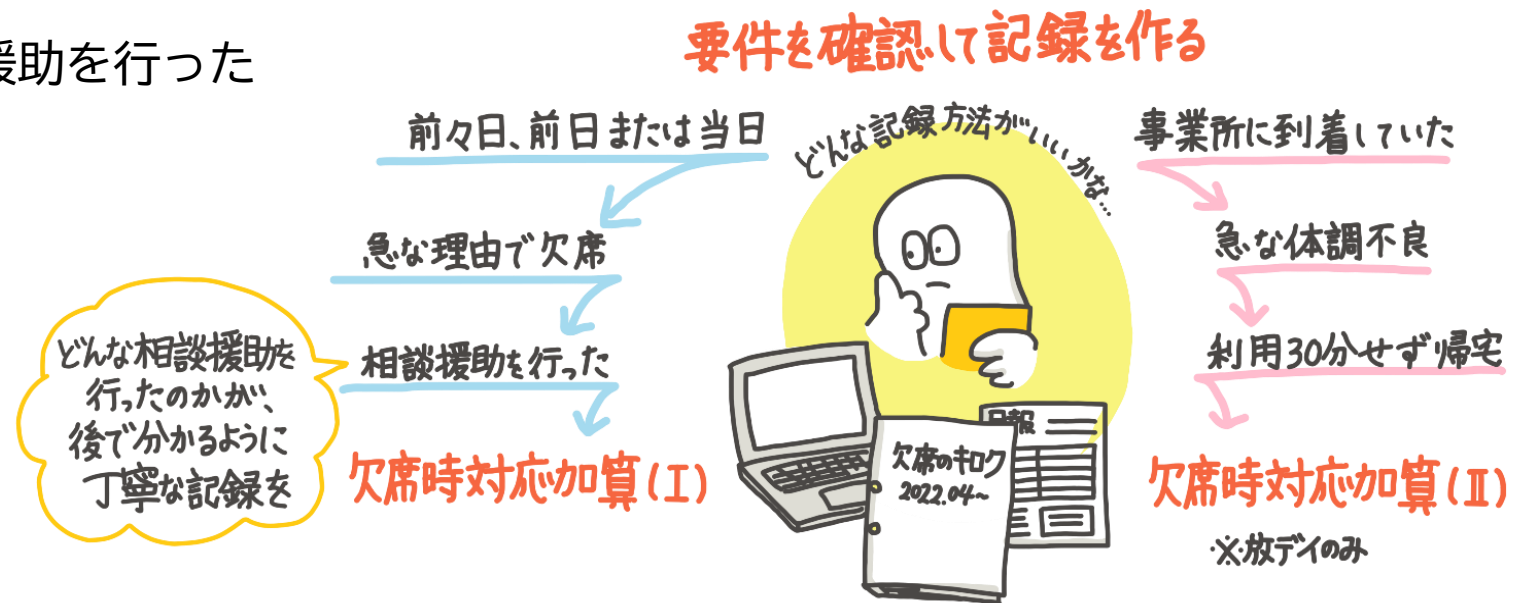
# (1) 基本報酬の注意点 (放課後等デイサービス)

- ▶ サービスの提供時間が**30分以下**の場合は、原則として報酬請求ができません。
- ▶ 30分以下のサービス提供で報酬請求をした場合は、**過誤返還の対象**となります。

📢 利用者の急病などによる欠席や極めて短い時間の利用について、請求できる加算があります。

急病などによる欠席で相談援助を行った  
→ 欠席時対応加算 (I)

極めて短い時間の利用  
→ 欠席時対応加算 (II)





## (2) 児童指導員等加配加算・専門的支援加算の注意点

### 算定要件

基準となる人員を配置していることに加え、加算対象となる職員を常勤換算1以上配置。

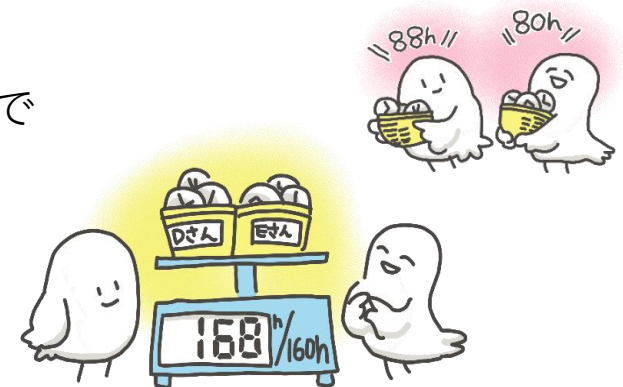
### 指摘事例

- 基準となる人員を配置しておらず、算定要件を満たしていなかった。
- 定員超過により加配職員を人員基準に充当したため、算定要件の常勤換算1以上を満たしていなかった。

### 📢 常勤換算方法とは

事業所の複数の従業者の勤務時間の合計を、常勤従業者の勤務時間で割った数を「常勤の時間」とみなして、換算することをいいます。

(例) 常勤従業者の4週勤務時間が160時間で非常勤の2人の勤務時間が  
Dさん88時間、Eさん80時間の場合  
 $(88 + 80) \div 160 = 1.05 \rightarrow$  「常勤換算1」を確保



### (3) 個別支援計画への位置づけが必要な加算

- あらかじめ位置付けを行った個別支援計画に基づいて算定する加算があります（保護者の同意も必要）。
- 個別支援計画への位置づけ並びに一連の手続きが適正に行われていない場合は、**過誤返還の対象**となります。

#### 個別支援計画への位置づけが必要な加算（例）

医療連携体制加算

家庭連携加算

事業所内相談支援加算

個別サポート加算Ⅱ

延長支援加算

※あくまで例示です。加算を算定する場合は要件を確認してください。



# 目次

Agenda

01 運営基準について

02 報酬算定・請求について

03 その他連絡事項

2022年5月末より、管理者・児童発達支援管理責任者向けに神戸市HPで

『放デイ運営フォローアップ-ハウデイノトリセツ-』

を掲載しています（全10回）

※児童発達支援も対象

こんな方にオススメ

- ◇ 放課後等デイサービスや児童発達支援の運営に不安がある方
- ◇ 基準省令の基本的な内容を、わかりやすく知りたい方
- ◇ 子どもたちへの支援にあたって、戸惑いを感じてる方

掲載先

<https://www.city.kobe.lg.jp/z/fukushi/shougaijshienn.html>



## (2) 自己評価の公表と報告



保護者アンケートをもとに、  
自己評価と改善内容を立案



1年に1回



自己評価と改善内容を  
HP等に公表



専用フォームから  
神戸市に報告

- ▶ 児童発達支援や放課後等デイサービス事業所が、自己評価をHP等で公表することは義務です。
- ▶ 自己評価を公表していない場合や神戸市に報告していない場合は**減算の対象**になります。

< 手順と専用フォーム > <https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/jikohyoukakouhyou.html>